告 示

埼玉県告示第七百七十号

七年埼玉県告示第七百六十九号により指定した区域の 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、 指定を次 のとおり全部解 除

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり(埼玉県八潮市大字新町二十八番の一部)

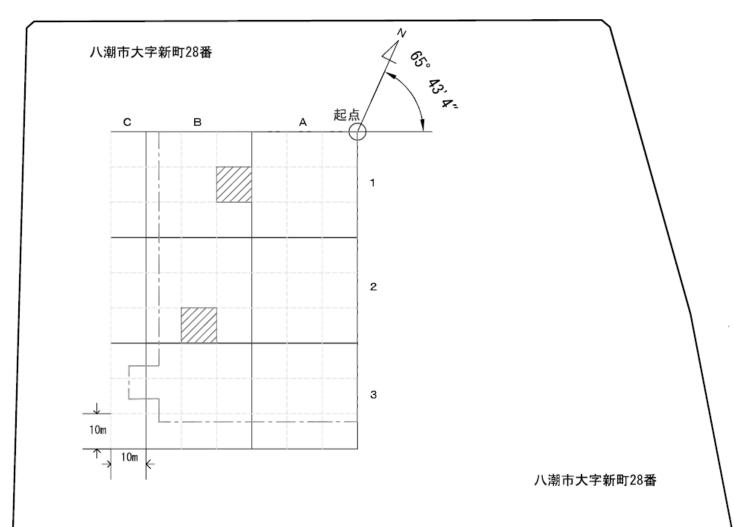
 \mathcal{O} 基準に 土壤汚染対策法施行規則 適合 していな かった特定有害物質の種類 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項

鉛及びその化合物

講じられた汚染の除去等の措置

 \equiv

基準不適合土壌の掘削による除去



┌【起点】

起点は、埼玉県八潮市大字新町28番に 位置する解体予定建屋区域の最北端 (世界測地系) N35°50′35.86″ E139°49′54.90″の地点とする。

【格子の回転角度 (65°43′4″)】